

## はしがき

本書は、フランス民法の歴史と動向を示す代表的な判例を選び、解説を付した上で、ほぼ法典の条文順に配列したものである。フランス民法に焦点をしぼったわが国初の試みといってよい。ここには、フランス民法の骨格を形作る素材が生の形で収められている。本書の最大の特色は、日本語で、かの地における民法学の一端を垣間見ることができる点にある。実は、専門家にとっても、フランス民法の全体像を捉えるのはそう簡単なことではない。そのような意味において、本書が、学生や研究者にとって全体像を見渡すためのガイドとして役に立つことを願っている。

本書の刊行の母体となっているのは「関西フランス法研究会」である。「関西フランス法研究会」は、1980年頃に発足している。当時、関西においては、フランス法研究者が極めて少ない状態が続いており、たとえフランス法を勉強したいと思っても、院生などは全くイメージも掴めないまま研究を進めるしかない状況であった。したがって、一定の間隔を置いて催される研究会の存在は、フランス法研究者の先輩からその経験と意見を伺うことのできる機会として極めて貴重であった。多くの院生が集っていたのも、当然といえば当然であった。その会の中心メンバーのお一人として我々をリードして下さったのが伊藤昌司先生であった。先生のお人柄もあって、研究会は気楽で楽しい雰囲気で満ちており、とくに終了後、定例の懇親会で和気あいあいとフランスとフランス法について自由に会話できることは、参加者にとって大きな喜びであった。けれども、伊藤先生が1989年に九州大学に転任されたことに伴い、自然消滅してしまった。

その状況を見かねた伊藤先生が自ら単独で発起人となり、1999年に再組織されたのが、現在の関西フランス法研究会である。同年9月18日の記念すべき第1回報告は、伊藤昌司先生による「嫡出父子関係を争う訴え」であった。その後、年2回の定例研究会と夏期合宿を組み合わせる形で研究会は運営された。夏期合宿は、九州地区国立大学の九重共同研修所(改修前)で行われたこともあった。その折りには、伊藤先生は、『相続法』のゲラを持参され、それを楽しそうに披露されていた姿が今でも思い出される。

その後、法科大学院開設に伴い公務が忙しくなったこともあるて、2003年からは夏期合宿の形で研究会を開催することが活動のすべてとなつた。もっとも、そこには20名以上の参加者——院生・若手・ペテラン——が集い、活発な議論が繰り広げられている。それは、フランス法に関する各人の知見を交換し、また若手は研究の基礎を鍛

える場となっている。とくに、最近では、合宿の折りに次年度の報告者を決定することになっているので、指名された者は、1年後の報告を目標に研究を進めるようになってきている。

このようにして関西フランス法研究会が存続することができたのは、ひとえに、常に議論をリードして下さる伊藤先生のお陰である。先生のお人柄は、極めて穏和であって、包容力に富んでおり、また困難にある者への共感と同情に満ちている。誰に対しても分け隔てることのない伊藤先生が研究会に出席して下さるだけで、どれだけ場の雰囲気が和んでいるだろうか。先生は、時折、エキセントリックになられることもあるが、そのバランスは絶妙としかいいようがないように思われる。そのような先生を慕って、我々は毎年1回、合宿を楽しみにして集まり、議論を通じてお互いに切磋琢磨している。伊藤先生には、これまで1回も欠かさず出席して下さったことに、心から御礼申し上げたい。

今回、伊藤昌司先生の古稀をお祝いするための企画編集会議において、単なる寄せ集めの記念論文集ではなく、1つのスタンダードな作品としての価値のあるものを出版しようと思い立ったのは、関西フランス法研究会という母体が存在していたからである。そこで結ばれている我々であれば、1つの作品を完成させることができるのであろうし、また、そうすべきだと考えたのである。本書においては、すべての原稿は、編集者の校閲を経ているが、それは我々の間の一定のチームワークを前提とし、本書がその共同作業の成果である証といべきである。フランス民法に興味のある学生や研究者が手許近くに置いて、隨時参照して有益な示唆を得ることのできる作品——。本書をそのようなものとして世に送り出すことができれば、伊藤昌司先生からその御著作や関西フランス法研究会において受けた学恩に報いるに最も相応しいと考えている。

本書は、伊藤昌司先生の深く豊かなフランス法研究に接した我々が、判例の研究を通じてフランス民法の理解を深めることを求めて企画したものである。企画の趣旨を理解して下さり、本書の出版を快くお引き受けくださった法律文化社に、心より感謝申し上げたい。とりわけ、編集者の掛川直之さんには、企画段階から編者の勝手気ままな議論におつきあいいただいたことを皮切りに、本書がまとまるまでの長い間、折りに適った助けの手をさしのべてくださいました。心より御礼申し上げる。

こうして誕生したのが本書である。本書が、フランス民法研究の一助になるならば、幸いである。

2012年3月  
編者一同